

燕市告示第 174 号

燕市介護人材奨学金返還補助金交付要綱（令和6年燕市告示第102号）の全部を改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、市内の介護施設等における介護人材及び障がい福祉サービス事業所等における障がい福祉人材の確保及び定着を図ることを目的に、市内の介護施設等及び障がい福祉サービス事業所等において介護業務等及び障がい福祉サービス業務等に従事する者の奨学金の返還に要する費用に対して、予算の範囲内において燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、燕市補助金交付規則（平成18年燕市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）介護施設等 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づいて設置された別表第 1 に定める施設、事業所等をいう。
- （2）障がい福祉サービス事業所等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づいて設置された別表第 2 に定める施設及び支援を提供する事業所等をいう。
- （3）大学等 国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は大学院をいう。
- （4）奨学金 大学等の就学时又は在学期間中の学費に充てることを主な目

的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金であって、別表第3に定めるものという。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 奨学金を利用して大学等を卒業した者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 市内の介護施設等を運営する法人と、令和6年4月1日以降に初めて労働契約を締結した者であり、かつ、市内の介護施設等に勤務する者

イ 市内の障がい福祉サービス事業所等を運営する法人と、令和7年4月1日以降に初めて労働契約を締結した者であり、かつ、市内の障がい福祉サービス事業所等に勤務する者

(2) 市内の介護施設等又は障がい福祉サービス事業所等を運営する法人と、1年以上の雇用期間(雇用期間の定めのない者を含む。)及び法人によって定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)による労働契約を締結している者であって、当該業務等に従事しているもの

(3) 自ら奨学金を返還している者

(4) 返還する奨学金について、補助金の交付を受けようとする期間において、この告示以外の類似の補助制度(勤務している事業者の制度を含む。)の補助を受けていない者

(5) 人材紹介会社からの紹介による採用者でない者

2 前項第1号の場合において、介護施設等及び障がい福祉サービス事業所等を同一の法人が運営する場合であって、当該法人内において施設間異動があり、引き続き当該法人が運営する施設で勤務するときは、同号の要件を満たす者とみなす。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)

の始期は、補助対象者が市内の介護施設等又は障がい福祉サービス事業所等で勤務を開始した月又は第6条第1項の申請をした日の属する月のいずれか後の月とする。

2 補助対象期間の終期は、次の各号のうち、いずれか先の月とする。

(1) 第6条第1項の申請をした日の属する年度の3月

(2) 補助対象者が奨学金を完済した月

(3) 補助対象者が補助金の交付を受けた初回の月から起算して120か月を経過した月

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象者」という。)は、市内の介護施設等又は障がい福祉サービス事業所等において当該業務等に従事している間の奨学金の返還費用(自ら返還したものに限り、遅延利息及び振込手数料は除く。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その限度額は、月額2万円かつ1の年度につき24万円とする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金交付申請書(様式第1号)に別表第4に掲げる必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、市長が別に定める期日までに、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金実績報告書(様式第5号)に別表第4に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金確定通知書(様式第6号)により、交

付決定者へ通知するものとする。ただし、市長が認めるものについては、第 6 条第 2 項による決定通知をもって確定の通知に代えることができる。
(補助金の交付及び請求)

第 9 条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を交付決定者に交付するものとする。ただし、交付決定者が希望するときは、補助金の額を確定する前に分割で交付決定者に交付することができるものとする。

2 交付決定者は、市長が別に定める期日までに、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項ただし書の規定による分割で補助金の交付を受けようとする交付決定者は、各年度の第 1 期(4 月から 7 月まで)、第 2 期(8 月から 11 月まで)及び第 3 期(12 月から 3 月まで)の期ごとに、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金請求書(様式第 7 号)に別表第 4 に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前 2 項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為等があったとき。

(3) 第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、燕市介護・障がい福祉人材奨学金返還補助金交付決定取消通知書(様式第 8 号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和 7 年 9 月までの間における障がい福祉サービス業務等に従事する者の当該告示の規定の適用については、第 4 条中「第 6 条第 1 項の申請をした日の属する月」とあるのは、「第 6 条第 1 項の申請をした日の属する年度の当初月」と読み替えるものとする。

別表第 1(第 2 条関係)

介護施設等
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
訪問介護事業所
訪問入浴介護事業所
訪問看護事業所
訪問リハビリテーション事業所
通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所
短期入所生活介護事業所
短期入所療養介護事業所
特定施設入居者生活介護事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
夜間対応型訪問介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
地域密着型通所介護事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
予防訪問サービス事業所(旧介護予防訪問介護を含む。)
予防通所サービス事業所(旧介護予防通所介護を含む。)
地域包括支援センター

別表第 2(第 2 条関係)

障がい福祉サービス事業所等
障害者支援施設
地域活動支援センター
居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
療養介護
生活介護
短期入所
重度障害者等包括支援
施設入所支援
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
就労定着支援
自立生活援助
共同生活援助
相談支援
移動支援
日中一時支援
訪問入浴サービス
児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援

別表第 3(第 2 条関係)

名称等
地方公共団体の実施する奨学資金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
教育ローン(自己名義での返還の場合)
その他市長が上記の貸付に準ずると認めたもの

別表 4 (第 6 条、第 7 条及び第 9 条関係)

必要書類	交付申請 (第 6 条)	実績報告 (第 7 条)	交付請求 (第 9 条)
雇用証明書(様式第 2 号)	○	○	○
勤務経歴申告書(様式第 3 号)	○		
奨学金を借り受けていることを証明する書類	○		
奨学金の返還を行ったことを証明する書類		○	○
その他市長が必要と認める書類	○	○	○